

令和6年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和6年10月4日から令和6年11月18日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度	実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和6年	教育委員会		令和6年	農林部	
10月4日	小沢小学校	R4・R5	10月28・29日	農政課	R4・R5
〃	西小学校	〃			
〃	時敏小学校	〃		総務部	
7日	桔梗野小学校	〃	11月11・12日	防災課	R4・R5
〃	北小学校	〃	〃	情報システム課	〃
〃	朝陽小学校	〃			
〃	青柳小学校	〃		上下水道部	
8日	東中学校	〃	11月15・18日	上水道施設課	R4・R5
〃	城西小学校	〃	〃	下水道施設課	〃
11・15・16日	学校整備課	〃			
〃	生涯学習課	〃			
〃	中央公民館	〃			
〃	博物館	R3～R5			
〃	文化財課	R4・R5			
			以上 19部署		

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務 | 土地、建物及び物品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、適正に行われていた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の執行手続については、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上であり、改善措置を講じることが必要な事項については次のとおりである。

なお、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。

教育委員会

○収入及び支出に関する事務

- ・ 学校給食費現金取扱日計簿について、一部の学校において適正に記載していなかった。
（小・中学校）
- ・ 学校給食費現金領収日計表について、一部の学校において適正に記載していなかった。
（小・中学校）
- ・ 現金取扱日計簿について、適正に記載していなかった。
（生涯学習課・博物館・文化財課）
- ・ 令和４年度の現金領収日計表について、適正に記載していなかった。（文化財課）

○契約に関する事務

- ・ 業務委託及び賃貸借について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていなかった。
（学校整備課・生涯学習課・中央公民館・博物館・文化財課）
- ・ 令和４年度千年公民館玄関ポーチタイル修繕工事、令和４年度清水公民館玄関ポーチタイル修繕工事及び令和５年度弘前文化センター陶芸窯修繕工事について、見積合わせ時に徴取した見積書の宛名に誤りがあった。（中央公民館）
- ・ 令和５年度弘前市立博物館特別企画展１「隙あらば猫～町田尚子絵本原画作品展～」出陳作品賃貸借等について、見積合わせ時に徴取した見積書の見積金額に誤りがあった。（博物館）
- ・ 令和４年度弘前市立博物館軟水器イオン交換樹脂更新工事における代理人名義で作成した見積書について、代理人氏名の記入がなかった。（博物館）

○補助金等交付事務

- ・ 令和５年度弘前市仲町伝統的建造物群保存地区樹木保存事業費補助金について、補助金交付決定通知書の記載に誤りがあった。（文化財課）

○公有財産等管理業務

- ・ 理科薬品について、一部の学校において適正に管理していなかった。（小・中学校）
- ・ 理科薬品の薬品台帳について、一部の学校において適正に記載していなかった。
（小・中学校）
- ・ 郵便切手の受払について、一部の学校において適正に決裁を受けていなかった。
（小・中学校）

- ・ 収入印紙の受払簿について、適正に記載していなかった。（学校整備課）

農林部

○収入及び支出に関する事務

- ・ 小栗山農村交流公園の使用料について、納期限に誤りがあった。（農政課）

○公有財産等管理業務

- ・ 令和５年度の郵便切手等の受払簿について、適正に記載していなかった。（農政課）

総務部

○契約に関する事務

- ・ 令和４年度水害・水防対策支援業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていなかった。（防災課）
- ・ 令和４年度仮想化基盤サーバ更新業務について、設計金額の根拠が不明であった。（情報システム課）

○公有財産等管理業務

- ・ 公金外現金の通帳及び通帳印について、適正に管理していなかった。（防災課）
- ・ 郵便切手等の受払簿について、適正に記載していなかった。（防災課）

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査対象 市からの運営費補助金及び公の施設の指定管理

2 対象年度 令和4年度及び令和5年度

3 対象団体名等

(1) 岩木山観光協会

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位：千円)	
		令和4年度	令和5年度
令和6年 10月1日	弘前市岩木山観光協会事業費補助金	9,340	9,340

(2) 特定非営利活動法人スポネット弘前

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位：千円)	
		令和4年度	令和5年度
令和6年 10月2日	指定管理料（1施設）	11,412	11,580

4 監査の概要

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、令和4年度及び令和5年度において、市から補助金を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている団体等のうちから上記団体を抽出し、当該団体が受領した市からの補助金及び指定管理料並びに協定書の内容等について、次の事項に主眼を置いて関係諸帳簿、証拠書類の通査、照合等通常実施すべき監査手続を実施した。

(1) 補助金の受入及び執行 補助金の目的及び対象事業の執行状況の確認

(2) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務 協定書、収支決算書など財務諸表による指定管理料の受領の額及び出納状況の確認並びに管理業務の執行状況

5 監査の結果

(1) 補助金の受入及び執行 市が交付した補助金は、確実に受け入れられており、また補助金の対象となった事業の事務執行については、適正に行われていた。

(2) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務 市が支出した指定管理料は、確実に受け入れられていたが、指定管理料に対応する管理業務の事務執行については、一部において改善を要する事項がみられた。

監査の結果は以上であり、改善措置を講じることが必要な事項については次のとおりである。
なお、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。

特定非営利活動法人スポネット弘前

- ・ 指定管理業務と無関係な経費について、一時的に指定管理料から立替払をしていた。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

- 1 監 査 対 象 公の施設の指定管理
- 2 対 象 年 度 令和4年度及び令和5年度
- 3 対象団体名等

(1) 社会福祉法人弘前草右会

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位：千円)	
		令和4年度	令和5年度
令和6年 9月30日	指定管理料（15施設）	571,013	545,822

4 監査の概要

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、令和4年度及び令和5年度において、公の施設の管理を行わせている団体のうちから上記団体を抽出し、当該団体が受領した市からの指定管理料及び協定書の内容等について、次の事項に主眼をおいて関係諸帳簿、証拠書類の通査、照合等通常実施すべき監査手続を実施した。

(1) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務

協定書、収支決算書など財務諸表による指定管理料の受領の額及び出納状況の確認並びに管理業務の執行状況

5 監査の結果

(1) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務

市が支出した指定管理料は、確実に受け入れられており、また指定管理料に対応する管理業務の事務執行については、適正に行われていた。

監査の結果は以上であり、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。